

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

4月5日発行
Vol.590

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

4月10日から 東京電力による 中間指針第五次追補等に伴う 追加賠償の請求受付が 始まります。

請求は、ご自身で「ウェブサイト」
または「紙面請求書」でのお手続き
を進める必要があります。

請求手続きの方法などについては、東京電力の「中間指針第五次追補決定における精神的損害等の賠償に関する専用ページ」をご覧ください。



また、浜通り×さんじょうライフ3/29号と、今週号の「浪江町からのお知らせ」にも手続きについて掲載しています。

さらに、3/29号と今週号には関連するチラシなどを添付しましたので、あわせてご覧ください。

目次

●「みなみそうまつピクス」から	
・夜の森公園桜まつり点灯式 ---	22
●被災自治体News	
南相馬市 -----	2
浪江町 -----	4
双葉町 -----	19
●東京電力ホールディングス	
・中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内 ~ご請求からお振り込みまでの流れ~ -----	21



南相馬市からのお知らせ

令和5年5月1日採用 南相馬市復興支援員を募集します

4月4日HP更新

観光事業による地域おこし活動として観光PRイベントの企画運営などに携わっていただけの方を、下記のとおり募集します。

なお、応募する場合は、必ず募集要項をご確認ください。

勤務条件

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・観光PRイベントの企画運営 ・観光情報の発信 観光協会のホームページやFacebook（フェイスブック）などの更新、パンフレットの作成 など ・観光物産品等の開発および販売促進 新規物産品の開発、首都圏などでの物産販売 など（長距離運転業務および荷物運搬有り） ・新たな観光事業の企画開発 ・観光案内 窓口、電話での観光案内 など ・その他 復興支援員向けの研修会への参加 など
就業時間	午前8時30分～午後5時15分
賃金	月給 200,000円
手当	通勤手当上限 5,000円（月額）、住居手当上限 27,500円（月額）
採用予定人数	2人
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車一種免許（AT可） ・パソコン操作（エクセル・ワード・インターネット）ができ、かつSNSでの情報発信ができる者
勤務・雇用先	一般社団法人 南相馬観光協会（南相馬市原町区本町2-52）
雇用期間	5月1日～令和6年3月31日 ※ただし、勤務実績等に応じ1年ごとに雇用更新する場合があります。
週休日	週休2日制
加入保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険
応募条件	普通自動車運転免許
業務内容 問い合わせ先	観光交流課 TEL 0244-24-5263

次ページへ続きます 

応募方法

必要書類様式をウェブサイトからダウンロード、または下記の窓口にて受け取り、ご記入のうえ、下記までご提出（郵送・メール可）ください。

面接は随時行います。詳細な時間、場所などについては、書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

なお、面接日は変更になることがありますので、ご注意ください。

※ 資格免許を有する方は、コピーを同封してください。

書類提出期限

4月20日（木）必着

ダウンロード用様式

▶ 令和5年度南相馬市復興支援員募集要項（5月1日付け） [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/24/fukkousieninbosyuyoukouR5.docx>



▶ 履歴書 [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/24/fukkousieninrirekisyo.docx>



▶ 職務経歴書 [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/24/hukkousieninsyokumukeirekisyo.docx>



▶ エントリーシート [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/24/hukkousienninentry.docx>



▶ 【参考資料】南相馬市復興支援員設置要綱 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/24/7734-5.pdf>



問い合わせ

商工観光部 観光交流課

TEL 0244-24-5263



浪江町からのお知らせ

【第五次追補】請求手続きは、まず自分から！（請求受付は4月10日～）

4月5日HP更新

4月10日から東京電力による中間指針第五次追補等に伴う追加賠償の請求受付が始まります。

「広報なみえ4月号」に東京電力の折込チラシ「中間指針第五次追補等に伴う追加賠償のご請求受付開始について」が同封されておりますので、ご確認ください。

▶ 中間指針第五次追補等に伴う追加賠償のご請求受付開始について [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18144.pdf>



※このチラシは、今回の浜通り×さんじょうライフにも添付しています。

【重要】請求は、ご自身で「ウェブサイト」または「紙面請求書」でのお手続きを進める必要があります！

請求手続きの方法

○請求の方法は、「ウェブサイト」または「紙面請求書」のいずれかです。

【4月10日以降、必ず下記のいずれかでお手続きをお願いします！】

◇ウェブサイトによる請求

・以下の二次元コードまたはURLからアクセス。



https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/daigojitsuiho/index-j.html

・世帯代表者の基本情報（氏名、生年月日、電話番号、お申し出番号または口座番号）を入力しログイン。

※東京電力の賠償金の

「お申し出番号」：世帯代表者の方の、アルファベット＋9桁の数字からなる番号

「口座番号」：直近ですすでにお振り込み先として登録されている口座

・その後、以下の項目を入力。

- (1) 郵送先住所
- (2) メールアドレス
- (3) 世帯情報 など

次ページへ続きます

◇紙面請求書の発送依頼

- ・お電話か最寄りの相談窓口で、「紙面請求書」の発送を依頼してください。
- ・東京電力へ「紙面請求書」の発送を依頼しなければ、お手元に届きません！

※お電話や窓口が大変混雑し、なかなか受け付けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

＜ご相談専用ダイヤル＞ **0120-926-470**

＜最寄りの相談窓口＞ 福島県内の相談窓口 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18147.pdf>



※ 請求手続きの詳細は東京電力のHPなどをご覧ください。

＜請求できる損害項目＞

請求受付開始日	損害項目	備考
4月10日から	<ul style="list-style-type: none"> ・過酷避難状況による精神的損害 ・避難費用、日常生活阻害慰謝料 ・生活基盤変容による精神的損害 ・生活基盤変容に準じる精神的損害 ・健康不安に基礎を置く精神的損害 ・自主的避難等に係る損害 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の損害項目の請求受付の段階で、増額事由①～⑩の該当有無の確認があります。該当する項目を選択してください。
6月20日から	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的損害の増額事由①～⑩ ①要介護状態にあること ②身体又は精神の障害があること ③①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと ④乳幼児の世話を恒常的に行ったこと ⑤妊娠中であること ⑥重度又は中等度の持病があること ⑦⑥の者の介護を恒常的に行ったこと ⑧家族の別離、二重生活等が生じたこと ⑨避難所の移動回数が多かったこと ⑩避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・上段の請求受付の際に、増額事由①～⑩を「該当有り」と選択された方には、6月20日から順次請求書が発送されます。 ※増額事由の請求方法は、「紙面請求書」のみとなります。

次ページへ続きます

<請求手続きの方法（精神的損害の増額事由①～⑩以外）>

		ウェブサイト (※1)	紙面請求書		
			電話	最寄りの相談窓口	
アクセス方法		 https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/daigojitsuiho/index-j.html	ご相談専用ダイヤル 0120-926-470	福島県内の相談窓口 [PDF]  https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18147.pdf	
請求前手続き	<ul style="list-style-type: none"> 世帯構成変更 郵送先住所変更 	<ul style="list-style-type: none"> 4月10日から可 	<ul style="list-style-type: none"> 3月27日から受付開始 		
請求手続き	<ul style="list-style-type: none"> 請求書の発送依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 不要 (※2) (画面上で請求受付まで入力できます) 	<ul style="list-style-type: none"> 請求書の発送依頼の連絡が必須 		
	<ul style="list-style-type: none"> 請求受付 	世帯構成1人	「提出書類」 ・なし	「提出書類」 ・請求書	
		世帯構成2人以上	「提出書類」 ・委任書 (※3) ・世帯全員の本人確認書類	「提出書類」 ・委任書 (※4) ・世帯全員の本人確認書類	

- ※1** 世帯代表者の方で、これまで賠償請求のお支払いを受けていた方が手続きできます。
- ※2** 訴訟やADRなどでお支払いがある方などは、請求前手続きはできますが、請求受付は「紙面請求書」による請求となります。
- ※3** サイト入力後に東京電力から委任書が送付されます。
- ※4** 請求書とともに東京電力から委任書が送付されます。

問い合わせ先

<中間指針第五次追補決定に係る精神的損害の賠償に関するご相談専用ダイヤル>

- 電話番号：**0120-926-470**
- 受付時間：午前9時～午後7時（月～金〔休祝日を除く〕）
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

※電話が大変混雑し、なかなか繋がらない場合があります。

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

【第五次追補】東京電力から追加賠償の受付開始時期や請求方法などが 公表されました

3月29日HP更新

中間指針第五次追補の決定による追加の賠償について、検討中としていた精神的損害の増額事由を含む、追加の賠償基準の概要や請求手続きなどが東京電力から公表されました。新たに公表された主な内容は、以下の3点です。

- 1 今後のスケジュール
- 2 請求手続きの方法
- 3 追加の賠償基準の概要 ※事故後に生まれた方の生活基盤変容による精神的賠償、精神的損害の増額事由（⑥～⑩）

この記事は、東京電力から新たに公開された情報を一部抜粋して掲載しています。全体概要につきましては、東京電力のHPをご覧ください。

- ▶ 中間指針第五次追補決定における精神的損害等の賠償に関する専用ページ
https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/daigojitsuiho/index-j.html



- ▶ 東京電力プレスリリース（令和5年3月27日）
https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665056_8713.html



- ▶ 賠償基準の全体概要【別紙1】 [PDF] ※
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18127.pdf>



- ▶ 手続きの流れ【別紙2】 [PDF] ※
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18128.pdf>



※別紙1・別紙2は、前回の浜通り×さんじょうライフに添付しています。

問い合わせ先

< 中間指針第五次追補決定に係る精神的損害の賠償に関するご相談専用ダイヤル >

- ・ 電話番号： **0120-926-470**
- ・ 受付時間：午前9時～午後7時（月～金〔休祝日を除く〕）
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

※電話が大変混雑し、なかなか繋がらない場合があります。

次ページへ続きます 

1 今後のスケジュール

- 3月27日（月） 請求世帯分割・送付先変更の手続き開始
- 4月10日（月） ウェブサイトでの請求受付開始
専用ダイヤルでの請求書発送受付開始
- 5月中 受付開始時期に関するダイレクトメールを発送
（送付先が確認できた方のみ）
- 6月20日（火） 増額事由①～⑩の請求書発送受付開始

2 請求手続きの方法

(1) 請求前の手続き（3月27日～）

以下のような、請求世帯の情報に変更がある場合は、東京電力へご連絡ください。

受付内容	
世帯構成変更	・結婚や離婚などによる氏名の変更 ・請求世帯の変更、分割（成人、結婚、離婚、別離、家庭内別居、死亡など） など
郵送住所変更	・世帯代表者の転居 など

手続き方法	
ウェブサイト	東京電力が開設準備中。 ※4月10日から受付開始。
電話	ご相談専用ダイヤル  0120-926-470
窓口	福島県内の相談窓口 [PDF] https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18132.pdf



(2) 請求受付の開始（4月10日～）

請求受付は、4月10日から開始されます。

「ウェブサイト」または「紙による請求」のいずれかで必ずお手続きください。

請求方法	注意事項
ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯代表者の方で、これまで賠償請求の支払いを受けていた方がお手続きできます。 ・訴訟やADR手続きでお支払いを受けたことがある方などは、世帯構成や郵送先住所の変更手続きはできますが、ウェブサイトでの請求手続きは進められず、紙による請求となります。

次ページへ続きます 

請求方法		注意事項
紙による請求	電話または窓口での請求。 ○ご相談専用ダイヤル  0120-926-470 ○福島県内の相談窓口 ※(1)の「手続き方法」参照	請求書の発送を依頼する必要があります。 必ず左記電話番号に連絡するか、最寄りの相談窓口でお手続きしてください。

(3) ダイレクトメールの送付（5月中）

一定期間が経過しても請求手続きをされていない方で、以下の要件に該当する場合、5月中に東京電力からダイレクトメールが発送される予定です。

<該当要件>

請求世帯の情報が東京電力の登録内容と変更がなく、郵送先住所が確認できた方

注意 これ以外の方には届きませんので、必ずいずれかの請求方法でお手続きしてください。

(4) 増額事由①～⑩の請求受付（6月20日～）

請求の受付段階で、増額事由①～⑩の請求意向の確認があります。

意向の確認ができた方には、6月20日以降から順次請求書が発送されます。

3 追加の賠償基準の概要

東京電力から新たに公表された概要を次のとおり、一部抜粋してまとめました。詳細につきましては、東京電力の公表資料などをご参照ください。

○事故後に生まれた方に対する生活基盤変容に準じる精神的損害

避難指示期間中、事故前に親が構築していた生活基盤による充実した養育を受けることができなかつたと考えられることを踏まえ、事故後に生まれた方の精神的損害が対象となります。

賠償の対象となる方	対象期間	損害額
○事故時点における生活の本拠が居住制限区域または避難指示解除準備区域にあつた方を親とし、事故以降、2017年3月末までに生まれ、かつ、その親と避難生活を共にした方	出生月～ 2017年3月末	対象期間の月数×3万円

次ページへ続きます 

○精神的損害の増額事由【ADRセンターの総括基準を踏まえ中間指針第五次追補に示された増額事由⑥～⑩】

増額事由	賠償の対象となる方	対象期間	損害額
⑥重度または中等度の持病があること	厚生労働省の定める特定疾病、特発性血小板減少性紫斑病、ベーチエット病、透析治療を要する慢性腎不全のいずれかを有する方（ただし、増額事由「①要介護状態にあること」、増額事由「②身体または精神の障害があること」のいずれにも該当しない場合に限る）	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	月額3万円
	透析治療を要する慢性腎不全を有する方のうち、避難により医療機関への通院に係る時間が増加するなど従前と同様の治療を妨げられた方	事故から6カ月間	月額5万円
⑦⑥の者の介護を恒常的に行ったこと	⑥の対象となる方の介護者	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	月額3万円
⑧家族の別離、二重生活等が生じたこと	避難生活に伴い、18歳以下の方が親との別離を余儀なくされたご家庭	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	○0歳～12歳 月額3万円 ○13歳～15歳 月額2万円 ○16歳～18歳 月額1万円
⑨避難所の移動回数が多かったこと	事故時点における生活の本拠が福島第一原子力発電所から半径20kmの区域にあり避難された方のうち、2011年5月以降に6回以上避難所に移動した方	2011年5月以降、日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間	一時金として5万円
	上記以外の方で本件事故以降6回以上避難所に移動した方	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間	
⑩避難生活に適応が困難な客観的事実であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと	左記事由に該当する方	日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち、増額事由に該当する期間	個別にご事情を伺い対応

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

【定期予防接種】 期間内であれば「無料」で受けられます

4月1日HP更新

子どもの定期予防接種

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがありますが、予防接種で予防できる病気もあります。

予防接種は、病気ごとにそれぞれ接種に適した時期がありますので、年齢や接種間隔を確認し、計画的に接種しましょう。

■令和5年度定期予防接種

ワクチンの種類	対象者	接種回数	標準的な接種月(年齢) / 接種間隔	備考
BCG	1歳未満の方	1回	生後5カ月から8カ月	
四種混合	生後2カ月以上7歳6カ月未満の方	1期初回：3回	生後2カ月から12カ月の間に20日以上の間隔をおいて3回	令和5年4月から四種混合ワクチンの1回目は、生後2カ月から接種可能となります。
		1期追加：1回	初回終了後12カ月から18カ月の間に1回	
二種混合	11歳以上13歳未満の方	1回	小学6年	
麻しん風しん	1歳以上2歳未満の方	1期：1回	1歳以上2歳未満	
	幼稚園年長児相当年齢の方	2期：1回	幼稚園年長児に相当する年齢	
日本脳炎	生後6カ月以上7歳6カ月未満の方	1期初回：2回	3歳から4歳の間に6日以上の間隔をおいて2回	平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた方に限り20歳未満まで接種することができます。
		1期追加：1回	初回終了後、おおむね1年あけて1回	
	9歳以上13歳未満の方	2期：1回	9歳から10歳の間に1回	
ヒブワクチン	生後2カ月以上5歳未満の方	接種開始が生後2カ月以上7カ月未満の場合 初回：3回 / 追加：1回	初回接種開始：生後2カ月以上7カ月未満 初回：生後12カ月になるまでの間に27日（医師が認めるときは20日）以上の間隔をおいて3回 追加：初回終了後7カ月以上の間隔をおいて1回	

次ページへ続きます 

ワクチンの種類	対象者	接種回数	標準的な接種月(年齢) / 接種間隔	備考
ヒブワクチン	生後2カ月以上5歳未満の方	接種開始が生後7カ月以上12カ月未満の場合 初回：2回／追加1回		
		接種開始が1歳以上5歳未満の場合 1回		
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2カ月以上5歳未満の方	接種開始が生後2カ月以上7カ月未満の場合 初回：3回／追加：1回	初回接種開始：生後2カ月以上7カ月未満 初回：生後24カ月になるまでに27日以上の間隔をおいて3回 追加：初回終了後60日以上の間隔をおいて生後12カ月になった日以降に1回	
		接種開始が生後7カ月以上12カ月未満の場合 初回：2回／追加1回		
		接種開始が1歳以上2歳未満の場合 2回	60日以上の間隔をおいて2回	
ロタウイルス	令和2年8月1日以後に生まれた方（対象期間はワクチンにより異なる）	1価ワクチン（ロタリックス）：2回	生後6週から24週まで27日以上の間隔をおいて2回	標準的には生後2カ月で1回目の接種を始めます。
		5価ワクチン（ロタテック）：3回	生後6週から32週まで27日以上の間隔をおいて3回	
B型肝炎	平成28年4月1日以後に生まれた、1歳未満の方	3回	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間 1回目と2回目は27日以上の間隔をおいて接種。3回目は、1回目から139日以上の間隔をおいて接種。	平成28年10月1日から定期の予防接種に追加。Hbs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与の全部または一部を受けた方については、定期の予防接種の対象者から除かれます。
水痘	1歳以上3歳未満の方	2回	1回目：生後12カ月から15カ月の間 2回目：1回目の接種終了後6カ月以上12カ月未満の間隔をおいて1回	

次ページへ続きます 

ワクチンの種類		対象者	接種回数	標準的な接種月(年齢) / 接種間隔	備考
子宮頸がん	サーバリックス	小学6年から高校1年相当の女子	3回 ※ シルガード9のみ、1回目の接種を15歳になるまでに行えば、2回の接種で接種完了とすることが可能です。	1回目：中学1年 2回目：1回目の接種から1カ月後 3回目：1回目の接種から6カ月後	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月からシルガード9が定期接種となりました。 令和4年4月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨が再開されました。 ※子宮頸がん予防ワクチンの詳細はこちらをご参考ください。  https://www.town.namie.fukushima.jp/sos/hiki/6/30718.html
	ガーダシル				
	シルガード9				

【年齢計算】年齢の計算は、法律により定められています。誕生日当日で1歳加算されるのではなく、誕生日の前日で加算されます。

福島県外で接種される方

避難先の市区町村へご相談ください。

浪江町からの依頼書を必要とする場合があります。その際は、浪江町役場へご連絡ください。

また、市区町村によって無料で接種できない場合があります。一度実費をお支払いいただくこととなりますが、浪江町で費用を負担しますので、接種後、請求書に領収書（原本）、予診票（写し可）、振込口座の通帳の写しを添えて請求してください。

▶ 予防接種費用助成申請（請求）書

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/8323.pdf>



予防接種に行く前に確認しましょう

- お子さんの体調はよいですか。
- 今日受ける予防接種の必要性、効果および副反応などを理解していますか。わからないことがあれば、質問をメモしておきましょう。
- 母子健康手帳は持ちましたか。
- 予診票の記入は済みましたか。

次ページへ続きます 

高齢者の定期予防接種

ワクチンの種類	対象者	接種期間	接種回数	接種料金														
高齢者肺炎球菌ワクチン	年度内に以下の年齢になる方	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	1回	無料														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>生年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳</td> <td>昭和33年4月2日から昭和34年4月1日</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td>昭和28年4月2日から昭和29年4月1日</td> </tr> <tr> <td>75歳</td> <td>昭和23年4月2日から昭和24年4月1日</td> </tr> <tr> <td>80歳</td> <td>昭和18年4月2日から昭和19年4月1日</td> </tr> <tr> <td>85歳</td> <td>昭和13年4月2日から昭和14年4月1日</td> </tr> <tr> <td>90歳</td> <td>昭和8年4月2日から昭和9年4月1日</td> </tr> <tr> <td>95歳</td> <td>昭和3年4月2日から昭和4年4月1日</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>大正12年4月2日から大正13年4月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成の有無に関わらず、過去に一度でも高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を接種したことがある方は、対象外となります。</p> <p>・60歳以上65歳未満であって心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がいまたはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある方（身体障害者手帳1級に相当する程度の障がい）</p> <p>※助成の有無に関わらず、過去に一度でも高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を接種したことがある方は、対象外となります。</p>				対象者	生年月日	65歳	昭和33年4月2日から昭和34年4月1日	70歳	昭和28年4月2日から昭和29年4月1日	75歳	昭和23年4月2日から昭和24年4月1日	80歳	昭和18年4月2日から昭和19年4月1日	85歳	昭和13年4月2日から昭和14年4月1日	90歳	昭和8年4月2日から昭和9年4月1日
対象者	生年月日																	
65歳	昭和33年4月2日から昭和34年4月1日																	
70歳	昭和28年4月2日から昭和29年4月1日																	
75歳	昭和23年4月2日から昭和24年4月1日																	
80歳	昭和18年4月2日から昭和19年4月1日																	
85歳	昭和13年4月2日から昭和14年4月1日																	
90歳	昭和8年4月2日から昭和9年4月1日																	
95歳	昭和3年4月2日から昭和4年4月1日																	
100歳	大正12年4月2日から大正13年4月1日																	
高齢者インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満であって心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がいまたはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある方（身体障害者手帳1級に相当する程度の障がい） 	定められた期間内に接種してください。	1回	無料														

福島県外で接種される方

避難先の市区町村へご相談ください。

浪江町からの依頼書を必要とする場合があります。その際は、浪江町役場へご連絡ください。

また、市区町村によって無料で接種できない場合もあります。一度実費をお支払いいただくこととなりますが、浪江町で費用を負担しますので、接種後、請求書に領収書（原本）、予診票（写し可）、振込口座の通帳の写しを添えて請求してください。

▶ 予防接種費用助成申請（請求）書

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/8324.pdf>



問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0240-34-0249

令和5年度第1回浪江町営住宅入居者募集

4月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

▶ 4月募集のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18148.pdf>

募集期間

4月10日（月）～4月21日（金） ※期間内必着

募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋住宅 団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	1
			2LDK	一般住宅	1
	請戸住宅 団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	1
福島再生賃貸 住宅	幾世橋集合 住宅	RC5階建て	3DK	一般住宅	-
			1LDK	優先住宅 注意	-
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
	津島住宅 団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	1
			2LDK	一般住宅	-
			2DK	一般住宅	-
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	-

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯（高齢者(65歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯）に限り申し込むことができます。

- 子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- 家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- 幾世橋集合住宅、請戸住宅団地、津島住宅団地は家賃のほかに共益費がかかります。
- 請戸住宅団地、津島住宅団地は家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

申込資格

住宅の種別により申込資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

次ページへ続きます

【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- 現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面で確認してください。
- 市町村の税の未納がないこと
- 過去に町営住宅に入居していたことがある場合、家賃に未納がないこと
- 暴力団員でないこと

【災害公営住宅】（幾世橋住宅団地・請戸住宅団地）

平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方で、次のいずれかに該当する方

- 町内に居住する住宅がない方（申込者名義の住宅がない）
- 帰還困難区域にお住まいだった方

【福島再生賃貸住宅】（幾世橋集合住宅・津島住宅団地）

世帯の年間所得の月額が487,000円を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- 平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方
- 浪江町に移住する方

【町営住宅】（御殿南住宅）

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- 平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方
- 世帯の年間所得の月額158,000円 **注意** を超えない方

注意 裁量世帯(高齢者(60歳以上)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額214,000円

募集要項**【災害公営住宅】**

- ▶ 幾世橋住宅団地募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16030.pdf>



- ▶ 請戸住宅団地募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16031.pdf>

**【福島再生賃貸住宅】**

- ▶ 幾世橋集合住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16032.pdf>



次ページへ続きます 

- ▶ 津島住宅団地募集要綱 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18143.pdf>



【町営住宅】

- ▶ 御殿南住宅募集要項 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16033.pdf>



申込方法

申込書に必要書類を添付して提出してください。

- ▶ 町営住宅入居申込書 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18149.pdf>



- ▶ 被災家屋に関する同意書 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>



- ▶ 給与支払証明書 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>



- ▶ 退職証明書 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>



※諸事情により申し込み後に辞退するとき

- ▶ 町営住宅入居辞退届 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>



申込先

【窓口・郵送】 住宅水道課住宅係 ※期間内必着
 〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】 津島支所、各出張所（福島・二本松・いわき）

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

12年ぶりに避難指示が解除されました

3月31日（金）午前10時に、帰還困難区域の一部地域で避難指示が解除されました。

浪江町は、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により、町の面積の約8割が帰還困難区域に指定されていますが、先行して除染とインフラ整備が行われてきた「特定復興再生拠点区域」である末森拠点、室原拠点、津島拠点（合計で約661ヘクタール）が解除されました。また、町の伝統的工芸品である「大堀相馬焼」の発祥の地、大堀地区の一部も解除されます。

現在、室原地区や末森地区では、ふるさと再生への一歩を祝うかのように、桜が見ごろを迎えています。

今回、一部の地域での解除となりましたが、町は浪江町全域の解除を国に求めており、今後も町民の皆さまに寄り添いながら取り組みを進めていきます。





双葉町からのお知らせ

令和5年度町税の免除、減免等について

4月5日HP更新

双葉町では、東日本大震災および原子力災害を受けた納税義務者等の納付すべき令和4年度の各税目について、次の通り免除・減免をいたします。

対象税目

個人町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

個人町県民税(個人住民税)

令和4年中の所得により、下表のとおり減免となります。

※ 所得による減免基準は令和4年度と変更ありません。

令和4年中の合計所得金額 (目安の給与収入 ※1)	減免の割合
500万円以下 (677万円)	10分の10
500万円を超え750万円以下 (677万円～954万円)	2分の1
750万円を超え1,000万円以下 (945万円～1,195万円)	4分の1
1,000万円超 (1,195万円～)	10分の1

※1

この表における目安の給与収入とは、給与所得以外の所得がない場合の金額です。

なお、**合計所得金額**は総合課税分および分離課税分の合計、特に**分離譲渡所得**については**特別控除前**の額が合算されます。

※ 家屋被害認定調査の判定結果による、平成23～30年度分にさかのぼっての納付済町県民税の税額(減免割合)変更(還付)はこれまでどおり行います。

注意 婚姻などを除く町内転入者(被災者を除く)の方は上記減免の適応はありません。

法人町民税

東日本大震災および原子力災害により休業等となった法人について、休業届の提出があった法人(令和5年1月から12月までに決算期を迎える法人に限る。)

…均等割相当額の全額減免

次ページへ続きます

固定資産税

● 土地、家屋に係るもの

旧避難指示解除準備区域および令和4年8月30日付け避難指示解除区域のうち、事業の用に供しないもしくは東日本大震災以降新築された家屋を除くもの、および令和5年1月1日現在帰還困難区域にあるもの…全額減免

● 償却資産に係るもの（原子力災害により事業の用に供することができないもの）

…申請により減免

軽自動車税

令和5年4月1日現在で、帰還困難区域に放置された、

- ・ 原動機付自転車、小型特殊自動車…当初から全額減免
- ・ 軽四輪車、二輪の小型自動車…申請により全額減免

国民健康保険税

平成23年3月11日時点の住所により以下のとおり。

- (1) 帰還困難区域に住所のあった世帯主…全額減免
- (2) 避難指示解除区域に住所があった世帯の中で、世帯に属する被保険者の令和4年中の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯および世帯に住民税未申告者がいる世帯…通常課税
- (3) 避難指示解除区域に住所があった世帯の中で、上記(2)以外の世帯…全額減免
- (4) 避難区域以外に住所のあった世帯主…通常課税

※ 住民税が未申告となっている方（公的年金受給者以外で所得の申告をされていない方等）は、お早めに担当課宛にご連絡ください。

問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0240-33-0132

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内 ～ご請求からお振り込みまでの流れ～

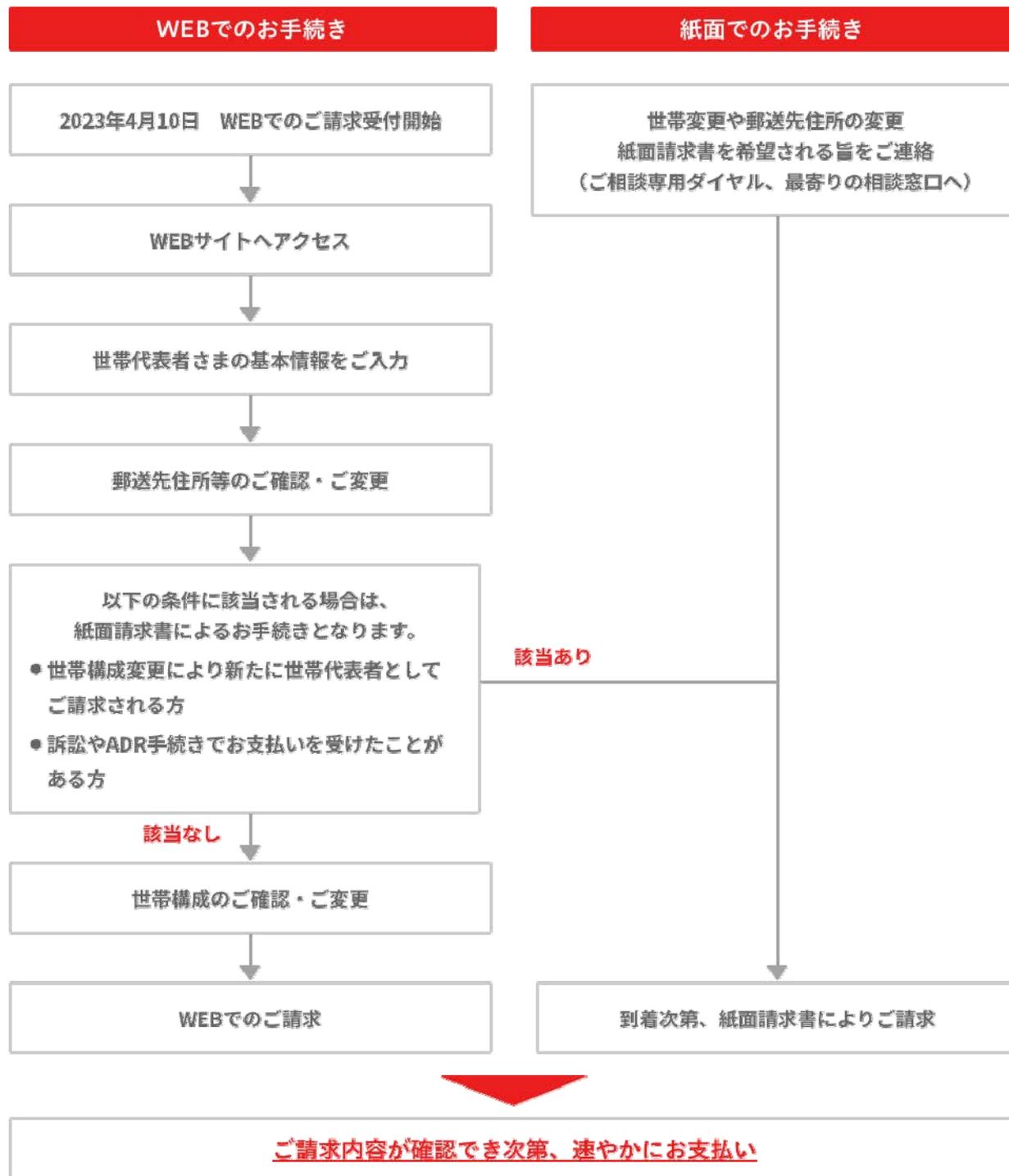
■ 3月27日以降

2023年3月27日 ご請求前の手続き開始
(世帯変更や郵送先住所の変更)

お電話によるお問い合わせ
0120-926-470

ご相談専用ダイヤル、最寄りの相談窓口へご連絡をお願いいたします。

■ 4月10日以降



4/3 月

夜の森公園桜まつり点灯式

4月3日、原町区の夜の森公園で桜まつり点灯式が行われ、ライトアップされた夜桜に、多くの市民が見入っていました。

夜の森公園の桜まつりは16日まで開催されており、開催期間中は午後6時～8時にライトアップが行われます。



避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2023.4.5現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	3	7
合計	24	57

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511